

家庭的保育事業等について

児童福祉法施行規則により認可変更手続きが必要となる場合の一覧

	変更事項	添付書類	根拠法令	手続きすべき時期
事前 手 続	1 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面	(1) 芦屋市家庭的保育事業等認可事項変更届 （様式第6号）又は芦屋市居宅訪問型保育事業認可事項変更届（様式第8号） (2) 様式第6号又は様式第8号の添付書類 （該当するもの） (3) その他（参考となる資料）	児童福祉法施行規則 第36条の36第4項	あらかじめ変更予定日までに
	2 事業の運営についての重要事項に関する規程			
	3 経営の責任者			
	4 福祉の実務に当たる幹部職員（施設長等）			
事後 手 続	5 事業所の名称、種類、位置	(1) 芦屋市家庭的保育事業等認可事項変更届 （様式第6号）又は芦屋市居宅訪問型保育事業認可事項変更届（様式第8号） (2) 様式第6号又は様式第8号の添付書類 （該当するもの） (3) その他（参考となる資料）	児童福祉法施行規則 第36条の36第3項	変更があった日から起算して1月以内
	6 法人格を有することを証する書類（家庭的保育事業等を行う者が法人である場合）			